

「消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて（法令解釈通達）」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>1 契約書等の記載金額</p> <p>印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号。以下「法」という。）別表第 1 の課税物件表の課税物件欄に掲げる文書のうち、次の文書に消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」という。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである場合には、消費税額等は記載金額（法別表第 1 の課税物件表の適用に関する通則 4 に規定する記載金額をいう。以下同じ。）に含めないものとする。</p> <p>(1) 第 1 号文書（不動産の譲渡等に関する契約書）</p> <p>(2) 第 2 号文書（請負に関する契約書）</p> <p>(3) 第 17 号文書（金銭又は有価証券の受取書）</p> <p>(注) 1 「消費税額等が区分記載されている」とは、その取引に当たって課されるべき消費税額等が具体的に記載されていることをいい、次のいずれもこれに該当することに留意する。</p> <p>イ 請負金額 <u>1,100 万円</u> 税抜価格 1,000 万円 消費税額等 <u>100 万円</u></p> <p>ロ 請負金額 <u>1,100 万円</u> うち消費税額等 <u>100 万円</u></p> <p>ハ 請負金額 1,000 万円 消費税額等 <u>100 万円</u> 計 <u>1,100 万円</u></p> <p>2 「税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである」とは、その取引に係る消費税額等を含む金額と消費税額等を含まない金額の両方を具体的に記載していることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が容易に計算できることをいい、次の場合がこれに該当するこ</p>	<p>1 契約書等の記載金額</p> <p>印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号。以下「法」という。）別表第 1 の課税物件表の課税物件欄に掲げる文書のうち、次の文書に消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」という。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである場合には、消費税額等は記載金額（法別表第 1 の課税物件表の適用に関する通則 4 に規定する記載金額をいう。以下同じ。）に含めないものとする。</p> <p>(1) 第 1 号文書（不動産の譲渡等に関する契約書）</p> <p>(2) 第 2 号文書（請負に関する契約書）</p> <p>(3) 第 17 号文書（金銭又は有価証券の受取書）</p> <p>(注) 1 「消費税額等が区分記載されている」とは、その取引に当たって課されるべき消費税額等が具体的に記載されていることをいい、次のいずれもこれに該当することに留意する。</p> <p>イ 請負金額 <u>1,080 万円</u> 税抜価格 1,000 万円 消費税額等 <u>80 万円</u></p> <p>ロ 請負金額 <u>1,080 万円</u> うち消費税額等 <u>80 万円</u></p> <p>ハ 請負金額 1,000 万円 消費税額等 <u>80 万円</u> 計 <u>1,080 万円</u></p> <p>2 「税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである」とは、その取引に係る消費税額等を含む金額と消費税額等を含まない金額の両方を具体的に記載していることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が容易に計算できることをいい、次の場合がこれに該当するこ</p>

改正後	改正前
<p>とに留意する。 請負金額 <u>1,100 万円</u> 税抜価格 1,000 万円</p>	<p>とに留意する。 請負金額 <u>1,080 万円</u> 税抜価格 1,000 万円</p>